

# 2019年度

## 豊島区エコ住宅普及促進費用助成金のご案内①

(一般住宅)

豊島区では、地球環境の保全を目的とし、地球温暖化の進行に影響の大きいCO<sub>2</sub>削減に配慮した、住宅用の新エネルギー・省エネルギー機器等を導入する方に対し、設置にかかる費用の一部を助成します。

### 助成対象となるもの

- ◆住宅用太陽光発電システム
- ◆住宅用自然循環式太陽熱温水器
- ◆住宅用強制循環式ソーラーシステム
- ◆家庭用燃料電池コージェネレーションシステム  
(エネファーム)
- ◆雨水貯水槽
- ◆住宅用エネルギー管理システム (HEMS)

※断熱改修窓については、「豊島区エコ住宅普及促進費用助成金のご案内②」をご覧ください。

### 助成金交付申請受付期間

2019年4月1日～

2020年1月31日(必着)

※期間内であっても予算の範囲を超えた時点で受付終了

※受付状況は  
区ホームページに掲載



スマートフォンからは  
2次元コードをご利用ください

### 助成要件

以下のすべての要件を満たす個人が対象です。

- ◇豊島区内において、自ら居住または居住予定(完了報告時には住民登録が確認できること)の住宅に、新たに対象機器を設置する方(賃貸借等の住宅の場合は、当該住宅の所有者から機器設置に係る同意が必要)
- ◇導入する設備の設置工事等の契約者であり、領収書の名義人である方
- ◇機器設置工事開始前に助成金の交付申請を行い、交付決定後に機器設置工事を開始すること
- ◇設置する機器が未使用のものであること(中古品及びリース等の設置は、助成対象外)
- ◇同一年度内かつ同一世帯内において、同じ助成対象機器で助成を受けていないこと(助成申請は、同一年度内かつ同一世帯内において助成対象機器ごとに一回限り)
- ◇太陽光発電システムを設置する場合は、申請者が電力需給契約者であること
- ◇2020年3月2日(必着)までに機器設置工事に係る完了報告書類を提出すること

### 助成金申請にあたっての注意

- ◇必ず、対象機器の着工前に交付申請書の提出が必要です。  
工事途中並びに工事終了後の申請は認められませんのでご注意ください。
- ◇申請後に機器の変更等がある場合は、着工前に設置機器等変更届の提出が必要です。  
届出なく工事や設置等を開始した場合、助成金の支払いができなくなります。
- ◇この申請にかかわる書類に押印する印鑑は、全て同じものをお使いください。  
また、スタンプ印は使用しないでください。
- ◇申請書類等に記入する際は、鉛筆・消せるボールペン等を使用しないでください。
- ◇申請時、完了報告時に添付する写真はカラーで鮮明なものをお願いします。印刷が粗いものやかすれているものなどでは状況が確認できないため受付できないことがあります。

# 住宅用太陽光発電システム

## 助成対象要件

- ①一般財団法人電気安全環境研究所(JET)又は国際電気標準会議(IEC)のIECEE-PV-FCS制度に加盟する海外認証機関による太陽電池モジュール認証を受けたもの
- ②太陽電池モジュールの最大出力合計が1kW以上10kW未満であるもの
- ③機器が住宅の上屋等に設置されるものであること

## 助成金額

出力1kWあたり2万円  
(上限8万円)

※出力はkW単位で小数点以下第2位切捨て  
※助成金額の算定基準となる出力は、太陽電池モジュールの最大出力合計とインバータ出力とのいずれか低い方とする。

	申請書類	HPからダウンロード可
1	助成金交付申請書	○
2	機器の設置に係る見積書とその内訳書の写し(内訳・明細がわかるもの)	
3	機器が助成対象要件を満たすことが確認できるパンフレット等(出力が分かるもの)	
4	機器の設置計画図面	
5	一般財団法人電気安全環境研究所(JET)又は国際電気標準会議(IEC)のIECEE-PV-FCS制度に加盟する海外認証機関による太陽電池モジュール認証を受けたものであることが確認できる書類(外国語の場合、要和訳)	
6	申請者と住宅所有者が異なる場合は、当該住宅に機器を設置することについての住宅所有者の同意書	○
7	申請者以外にも住宅所有者がいる場合(共有名義等)は、当該住宅に機器を設置することについての住宅所有者全員の同意書	○

その他区長が必要と認める書類を求める場合があります。

# 住宅用自然循環式太陽熱温水器・住宅用強制循環式ソーラーシステム

## 助成対象要件

- ①一般財団法人ベターリビングの優良住宅部品(BL部品)認定を受けたもの
- ②機器が住宅の上屋等に設置されるものであること

## 助成金額

自然循環式太陽熱温水器…2万円  
強制循環式 (一律)  
ソーラーシステム…5万円  
(一律)

	申請書類	HPからダウンロード可
1	助成金交付申請書	○
2	機器の設置に係る見積書とその内訳書の写し(内訳・明細がわかるもの)	
3	機器が助成対象要件を満たすことが確認できるパンフレット等	
4	機器の設置計画図面	
5	一般財団法人ベターリビングの優良住宅部品(BL部品)認定を受けたものであるとわかる書類	
6	申請者と住宅所有者が異なる場合は、当該住宅に機器を設置することについての住宅所有者の同意書	○
7	申請者以外にも住宅所有者がいる場合(共有名義等)は、当該住宅に機器を設置することについての住宅所有者全員の同意書	○

その他区長が必要と認める書類を求める場合があります。

## 家庭用燃料電池コージェネレーションシステム（エネファーム） 雨水貯水槽・住宅用エネルギー管理システム（HEMS）

### 助成対象要件(エネファーム)

経済産業省が実施する「民生用燃料電池システム導入支援事業」における補助対象機器として、執行団体が指定しているもの。又はそれと同等であると区が認めるもの。

### 助成金額

8万円(一律)

### 助成対象要件(雨水貯水槽)

- ①貯水タンク容量が50ℓ以上1,000ℓ以下のもの
- ②設置費が3万円以上のもの

### 助成金額

設置費3万～5万円未満…1万円  
設置費5万円以上…2万円

「設置費」については下記参照

### 助成対象要件(HEMS)

電気等のエネルギー使用量を自動計測する機器等を取り付け一元管理し、消費電力量などの「見える化」「制御」等を行うことができるもので、一般社団法人エコーネットコンソーシアムのECHONET Liteを標準的なインターフェースとして搭載しているもの。又はそれと同等であると区が認めるもの。

### 助成金額

機器本体価格の3分の1  
(上限2万円)

	申請書類	HPからダウンロード可
1	助成金交付申請書	○
2	機器の設置に係る見積書とその内訳書の写し(内訳・明細がわかるもの)	
3	機器が助成対象要件を満たすことが確認できるパンフレット等	
4	申請者と住宅所有者が異なる場合は、当該住宅に機器を設置することについての住宅所有者の同意書	○
5	申請者以外にも住宅所有者がいる場合(共有名義等)は、当該住宅に機器を設置することについての住宅所有者全員の同意書	○

その他区長が必要と認める書類を求める場合があります。

### ◆「設置費」とは

機器本体及び関連部材の購入費

+

取付費用(工事に係る人件費、運搬費、旧機器や廃材の処分費等)

ただし、取付費用が機器本体及び関連部材の購入費を超えた場合は、取付費用は機器本体及び関連部材の購入費と同額までを助成対象とします。

### ◆助成対象経費と認められないもの

- ・「工事費一式」「諸経費」など内容が明確でないもの
- ・設置機器に直接必要ない付属品及びそれにかかる工事費等

### ◆他の助成制度との併用

利用予定の助成金制度において、他の助成金・補助金との併用を禁じていなければ可能です。

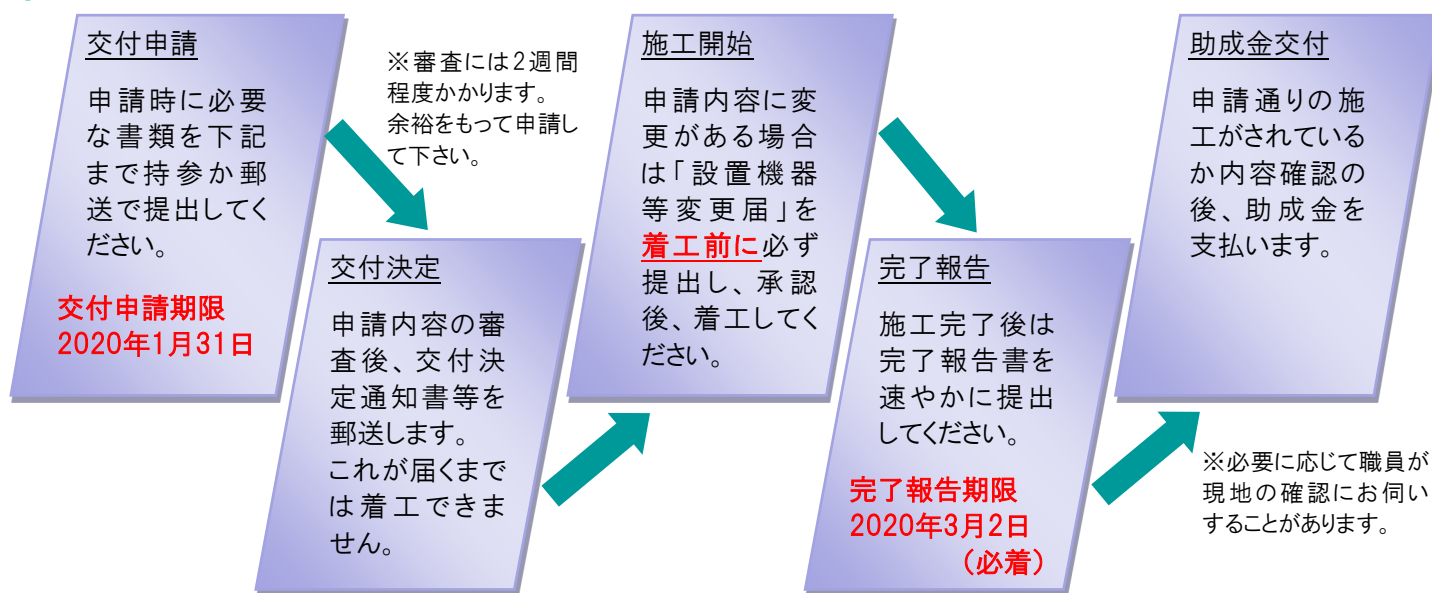
## 完了報告～設置完了後 お忘れなく～

		太陽光 発電	エネ ファーム	その他
1	完了報告書	○	○	○
2	区指定の口座振替依頼書	○	○	○
3	機器の設置に係る「領収書の写し」と「領収金額の内訳がわかるもの」 (あて名が申請者名であること)	○	○	○
4	機器の設置状況を示す写真		○	○
5	全てのモジュールが確認できる写真(モジュールの枚数が数えられるもの)	○		
6	電力会社と電力受給契約をしたこと及び、出力の値がわかるもの (「電力受給契約申込書のお客様控え」「接続契約のご案内」等の写し)	○		
7	保証書(「エネファーム安心フルサポート証」等)の写しと銘板の写真(保証書と同一の型番、製造番号が確認できるもの)		○	

その他区長が必要と認める書類を求められる場合があります。

- ◆ 提出いただく写真はカラーで鮮明なものをお願いします。  
また、暗いものやかすれているものなど、客観的に状況の判別ができないものは受理できません。

## 申請から助成金交付までのながれ



助成金の交付は完了報告書類の提出時期により異なります

	完了報告書の提出時期	助成金支払い予定時期
1回目	2019年4月1日～10月1日到着分	2019年11月中旬
2回目	2019年10月2日～2020年1月6日到着分	2020年2月中旬
3回目	2020年1月7日～3月2日到着分	2020年4月中旬

(注意) 交付決定を受けていても、**2020年3月2日(必着)**までに完了報告書類の提出がない、もしくは住民票の異動がされない場合、助成金は交付されません。

### 【申請・問い合わせ先】

豊島区 環境清掃部 環境政策課 事業グループ  
〒171-8422 豊島区南池袋2-45-1 豊島区役所6階  
電話：03-3981-2771 FAX：03-3980-5134

豊島区は  
COOL CHOICEに  
賛同しています



助成制度についての情報は、豊島区ホームページ(ホーム>まちづくり・環境・産業>自然・エネルギー>エコ住宅支援)に掲載しています。